

《論説》

特許のフェア・ユースと 著作物のフェア・ユース (37)

松 川 実

《目次》

I. はじめに

II. 特許のフェア・ユース

1. アメリカ判例の推移
2. アメリカ判例の思想的背景
3. 検討 (以上, 本誌第 53 巻第 1 号)

III. 著作物のフェア・ユース

1. アメリカの著作権法の誕生

- (1) アメリカ著作権法の前史
- (2) フィラデルフィア憲法制定会議と著作権条項 (以上, 本誌第 53 巻第 2 号)
- (3) 1790 年連邦著作権法の立法過程

(ア) 請願

(イ) 下院法案 10 番 (H.R.10) (1789 年 6 月 23 日, ハンティントン提出)

(ウ) ウェップスター草案 (1789 年 4 月 16 日～17 日起草)

(エ) ジョージ・ワシントン大統領の演説 (1790 年 1 月 8 日)

(オ) 下院法案 39 番 (H.R.39) (1790 年 1 月 28 日, バーク提出)

(カ) 下院法案 41 番 (H.R.41) (1790 年 2 月 16 日, バーク提出)

(キ) 下院法案 43 番 (H.R.43) (1790 年 2 月 25 日, ブーディノー提出)

(以上, 本誌第 53 巻第 3 号)

(4) 1790 年連邦著作権法の規定内容

(ア) 題号

(イ) 総則 (以上, 本誌第 53 巻第 4 号)

(ウ) 違反行為 (以上, 本誌第 54 巻第 1 号)

(エ) 登録, 納品 (以上, 本誌第 54 号第 2 号)

(オ) 外国人の著作物

特許のフェア・ユースと著作物のフェア・ユース (37) (松川)

- (カ) 原稿の損害賠償とコモン・ロー
- (キ) 訴答 (以上, 本誌第 54 号第 3 号)
- (ク) 小括

2. フェア・ユース法理の成立と発展

- (1) 1790 年法, 1802 年法および 1831 年法と翻案
- (2) イギリス法における公正な要約の法理
 - (ア) *Burnet v Chetwood* (1721)
 - (イ) *Austen v Cave* (1739)
 - (ウ) *Gyles v Wilcox, Barrow, and Nutt* (1740)
(以上, 本誌第 54 号第 4 号)
 - (エ) *Pope v Curl* (1741)
 - (オ) *Tonson v Walker* (1752) (以上, 本誌第 55 巻第 1 号)
 - (カ) *Duke of Queensberry v Shebbeare* (1758), 2 *Eden*, 329
 - (キ) *Dodsley v Kinnersley* (1761), *Amb.* 403 (以上, 本誌第 55 巻第 2 号)
 - (ク) *Bell v Walker and Debrett* (1785), 28 *E.R.* 1235
 - (ケ) *Roworth v Wilkes* (1807), 1 *Camp.* 94 (以上, 本誌第 55 巻第 3 号)
 - (コ) *Wilkins v Aikin* (1810), 34 *E.R.* 163 (以上, 本誌第 55 巻第 4 号)
 - (サ) *Mawman v Tegg* (1826), 2 *Russ.* 385 (以上, 本誌第 56 巻第 1 号)
 - (シ) *Bramwell v Halcomb* (1836), 3 *Mylne & C.* 737
(以上, 本誌第 56 巻第 2 号)
 - (ス) *Lewis v Fullarton* (1839), *The Jurist*, vol. ii. P. 127
(以上, 本誌第 56 巻第 3 号)
- (3) ストーリー裁判官とフェア・ユース
 - (ア) *Gray v. Russell*, 1 *Story* 11, 10 *F.Cas.* 1035 (*C.C.Mass.* 1839)
(以上, 本誌第 56 号第 4 号)
 - (イ) *Folsom v. Marsh*, 9 *F. Cas.* 342 (*C.C.D. Mass.* 1841)
 - ① 伝記, 書簡・手紙, 演説は著作権法によって保護されるか (以上, 本誌第 57 巻第 1 号)
 - ② 未発行の著作物は保護されるか
 - ③ 手紙の書き手の権利はどのように保護されるか
 - ④ 編集物は著作権法によって保護されるのか
 - ⑤ 本件原告書籍の著作者ないしは著作権者は誰か
(以上, 本誌第 57 巻第 2 号)
 - ⑥ 本件被告書籍は本件原告書籍の何を侵害しているのか
(以上, 本誌第 57 巻第 3 号)
 - ⑦ エクイティ訴訟とコモン・ロー訴訟 (以上, 本誌第 57 巻第 4 号)

- ⑧ 本件法廷意見に引用されたイギリスの判決
 - (i) 公正で誠実な要約
 - (ii) 許されない短縮
 - (iii) 手紙の著作権(以上, 本誌第58巻第1号)
 - (iii-1) 手紙の著作権(続)(以上, 本誌第58巻第2号)
 - (iv) 差止命令の要件(以上, 本誌第58巻第3号)
 - (iv-1) 差止命令の要件(続)
- ⑨ 公的文書の著作権(以上, 本誌第58巻第4号)
- ⑩ ブッシュロッド・ワシントンとスパークスとの契約
(以上, 本誌第59巻第1号)
- (ウ) Emerson v. Davies, 8 Fed. Cas. 615 (C.C.D. Mass. 1845)
(以上, 本誌第59巻第2号)
- (エ) 小括(以上, 本誌第59巻第3号)
- (4) 19世紀中葉から20世紀初頭のフェア・ユース
 - (ア) Story v. Holcombe, 23 Fed. Cas. 171 (C.C.D. Ohio 1847)
(No. 13,497)(以上, 本誌第59巻第4号)
 - (イ) Webb v. Powers, 2 Woodbury & Minot 497; 10 Law Rep. 152. (C.C.D. Massachusetts 1847) (No. 17,323)(以上, 本誌第60巻第1号)
 - (ウ) Greene v. Bishop, Federal Cases, Volume 10, 1128 [Case No. 5,763]; Clifford, Vol. 1, 186 (Circuit Court, D. Massachusetts, 1858)
(以上, 本誌第60巻第2号)
 - (エ) Lawrence v. Dana, Federal Cases, Volume 15, 25 [Case No. 8,136] (C.C.D. Mass. 1869)(以上, 本誌第60巻第3号)
 - (オ) Banks et al. v. McDivitt et al., 2 Federal Cases, Volume 2, 759 [Case No. 961]; Blatchford's U.S. Circuit Court Reports, Vol. 13, 163 (Circuit Court, S. D. New York, 1875)(以上, 本誌第60巻第4号)
 - (カ) Chapman v. Ferry and another, Federal Reporter, Vol. 18, 539 (Circuit Court, D. Oregon, 1883)(以上, 本誌第61巻第1号)
 - (キ) Reed v. Holliday, Federal Reporter, Vol. 19, 326 (Circuit Court, W. D. Pennsylvania, 1884)(以上, 本誌61巻第2号)
 - (ク) Harper and others v. Shoppell, Federal Reporter, Vol. 27, 519 (Circuit Court, S. D. New York, 1886)(以上, 本誌本号)

IV. 結論

III. 著作物のフェア・ユース

2. フェア・ユース法理の成立と発展

(4) 19 世紀中葉から 20 世紀初頭のフェア・ユース

(ク) *Harper and others v. Shoppell*, Federal Reporter, Vol. 27, 519 (Circuit Court, S. D. New York, 1886)

原告の一人であるフレッチャー・ハーパー (Fletcher Harper, 1806–1877) は、ハーパース・ウィークリー (Harper's Weekly) という印刷物を発行する出版社の所有者である。原告フレッチャー・ハーパーは、1825 年、兄弟のジェームズ (James Harper)、ジョン (John Harper)、ウェズリー (Wesley Harper) と一緒にニューヨークにハーパース・ブラザーズ (Harper & Brothers) という出版社を設立した。この兄弟らも本件の原告である。1850 年には、ハーパース・マガジン (Harper's Magazine) の出版を開始した。それより前の 1842 年、ロンドンでは、「挿話入りロンドン・ニュース (The Illustrated London News)」という挿絵入り新聞、あるいは絵入り新聞といわれた週刊新聞が発売され、社会風刺のユーモラスな挿絵を掲載していたために評判になった。これは、紙を大量に生産し、自動印刷機の発明により高速で大量印刷も可能になり、挿絵もそれまでの銅版画に代わりに石版画 (リトグラフ) が発明されたことにより可能になったという¹⁴⁹⁸⁾。ハーパース・ブラザーズもそれに目を付け、ハーパース・マガジンを 1857 年から週刊にして、挿絵入り週刊新聞を発行したのが、このハーパース・ウィークリーである。これには、アメリカの政治を中心に、国内外のニュース、小説、随筆、ユーモア小説などを挿絵と一緒に掲載した¹⁴⁹⁹⁾。同社は、訴外

1498) 貴堂嘉之「政治風刺画家トーマス・ナストのライフヒストリー」立教アメリカン・スタディーズ 37 号 (2015 年) 55～80 頁 (61 頁) 参照。

1499) 斉藤悦子・川谷旺未「〈資料紹介〉こんな僕の日本人見聞録—ハーパース・ウィークリー紙 1860 年、5 月 26 日号に掲載された、遣米使節団出迎え騒動記の翻訳と注釈—」清泉女子大学人文科学研究紀要 38 号 (2017 年) 72～54 頁 (71 頁) 参照。なお、表紙の日本人は、神奈川大学図書館だより 133 号 (2011 年) <https://www.kanagawa-u.ac.jp/library/publication/reliance/file/133.pdf> 参照。

の政治風刺漫画家トーマス・ナスト (Thomas Nast, 1840–1902) に編集を委せ、南北戦争中にナストが描いた風刺画で同誌も有名になった¹⁵⁰⁰⁾。

本件訴訟で無断で複製された著作物は、訴外ラインハート (Charles Stanley Reinhart, 1844–1896) 作の「結婚しました、家を守りながら (Getting Married; Keeping House)」というタイトルの挿絵である。訴外ラインハートは、「1870年代にハーバース・ブラザーズ美術部門の責任者であったチャールス・パーソンズ (Charles Persons) に師事し」¹⁵⁰¹⁾ た画家であるという。本件の挿絵のように、ハーバース・ウィークリーに提供していたが、ハーバース・ブラザーズの従業員ではなく、本件挿絵も原告らに譲渡していたようである。

被告は、ショッペル (Shoppell) であるが、その詳細は定かではない。被告ショッペルは、第三者から本件の挿絵の複製物を購入した。被告は、購入した本件挿絵をもとにその電気版を作り、それをニューヨーク・イラストレイティド・タイムズ (New York Illustrated Times) の社主に売却した。ニューヨーク・イラストレーション・タイムズは、それを1882年9月、同新聞に掲載した。このニューヨーク・イラストレイティド・タイムズは、1876年から数年間、ニューヨーク発行されたハーバース・ウィークリーのライバル紙である。編集者は、訴外エリス (William J. Ellis) である。しかし、本件で、被告となっているのは、電子版を作成し、それを訴外エリスに売却したショッペルだけである。

本件の挿絵の権利関係とその利用の流れを確認すると、(1) 訴外ラインハートは、本件挿絵を創作したが、訴外ラインハートはその著作権を取得していない。(2) 訴外ラインハートは、原告らに本件挿絵を売却する前に、この挿絵の複製を作ることを誰にも許可していない。(3) 訴外ラインハートは本件挿絵を原告ハーバースらに売却して引き渡した。(4) 原告ハーバースらは、本件挿絵を手放すことも、誰かに複製を許可したこともなかった。

1500) https://en.wikipedia.org/wiki/Harper%27s_Weekly

1501) https://en.wikipedia.org/wiki/Charles_St Stanley_Reinhart

(5) 原告らのハーパース・ウィークリーに掲載された本件挿絵は、甲（素性は一切不明）によって何らかの方法で複写された。(6) 被告ショッペルは、この甲から本件挿絵の複写物を購入し、その電子版を作成した。(7) 被告ショッペルは、その電子版を訴外エリスが編集するニューヨーク・イラストレイティド・タイムズに売却した。(8) 1882年9月、そのニューヨーク・イラストレイティド・タイムズは、電子版の複製物をもとに、同挿絵を同紙に掲載した。

原告らは、被告が故意ではないが、原告らの権利を侵害しているので名目的損害賠償を支払うべきであるとして、ニューヨーク南部地区巡回控訴審裁判所 (Circuit Court, S. D. New York) に提訴した。本件は、コモン・ロー訴訟であると明記されている。本件訴訟を担当したのは、ウォレス判事 (William James Wallace, 1837–1917) であり、1886年2月6日に被告勝訴の判決が下されている。

① 本件原告作品は著作物か。著作物とすれば、どのような種類の著作物か

本件で、原告らがその侵害を主張し得る著作物とは何か。(1) 挿絵、(2) 著作物としての新聞、(3) 編集物としての新聞という3種類が考えられる。原告らが主張したのは、(2) の著作物としての新聞である。本件は1882年9月から1886年2月6日以前に提訴されていることから、1870年の著作権法が適用されることになる。1870年法で保護の対象とされる著作物の種類を定めた同86条によれば、「書籍、地図、海図、演劇、歌劇、彫刻、挿絵、プリント、写真、そのネガティブ、絵画、描画、多色石版画、彫像、塑像、作成者が美術著作物として保護されることを意図している模型やデザインの著作者、発明者、デザイナー、権利者、その遺言執行人、遺産管理人、権利譲受人は、合衆国の市民あるいは合衆国に居住する市民である場合には、それらの印刷、再刷、発行、完成、複製、演奏、仕上げ、販売する独占的な自由を有する。演劇あるいは演劇を公に実演し表現する場合、あるいは他人に実演させ、表現させる場合には、著作者は、自ら自身の著

作物をドラマ化し、翻訳する権利を留保することができる」と定められている。原告らは、ハーバース・ウィークリーに、本件「結婚しました、家を守りながら (Getting Married; Keeping House)」というタイトルの挿絵が掲載された号が侵害された著作物と考えている。1870年法では、挿絵も著作権の保護対象として規定されているが、新聞は保護対象に入っていない。

そのため、原告らは、「新聞」も、1870年法86条、さらには遡って1790年法1条およびイギリス1710年のアン法1条等の「書籍 (book)」に該当すると主張している。それを受けて本件を担当したウォレス判事は、イギリスとアメリカの判決を4つ引用している。つまり、(1) 1809年王座裁判所 *Clementi v. Golding (Goulding)*, 2 Camp. 25 事件判決, (2) 1829年ニューヨーク南部地区巡回控訴審裁判所 *Clayton v. Stone*, 2 Paine, 382 事件判決, (3) 1862年オハイオ南部地区巡回控訴審裁判所 *Drury v. Ewing*, 1 Bond, 540 事件判決, そして (4) 1841年マサチューセッツ地区巡回控訴審裁判所 *Folsom v. Marsh*, 2 Story, 100 事件判決である。

(1) 1809年王座裁判所 *Clementi v. Golding (Goulding)*, 2 Camp. 25 事件では、一枚のシートに印刷された歌詞も1710年法のアン法のいう「書籍」として保護されると判断されたという。同判決は、「1枚の楽譜の偽版を理由に、アン法に基づいて提訴することは可能である。原告は、本訴で被告に損害を支払わせる勝訴の評決を得た。エレンボロー卿 (Edward Law, 1st Baron Ellenborough, 1750–1818) が担当した法廷で、原告が著作権を保有する1枚の楽譜の偽版につき審理した。そして、唯一の争点は、1枚のシートの楽譜がアン法の保護を受けるかどうかであった。なぜなら、アン法は、前文では、「書籍とその他の著作 (books and other writings)」¹⁵⁰²⁾,

1502) 1710年アン法前文「印刷屋、書肆、その他の者は、最近しばしば、書籍や著作の著作者や著作権者の同意なく、書籍やその他の著作を勝手に印刷、再刷、発行しないしは印刷、再刷、発行させ、著作者や著作権者に非常に甚大な被害を負わせ、あまりに頻繁に著作者や著作権者とその家族を破産に追いやっている (Whereas Printers, Booksellers, and other Persons, have of late frequently taken

条文では「書籍 (book or books)」¹⁵⁰³⁾ としか定めていないからである。被告には、この評決を破棄して訴訟も却下するように申し立てる自由がある。それに対し、ガロー (Garrow) は開廷期の始めに、アン法では前述の場所とは別の場所に「書籍」の一部である「シートごと (every sheet or sheets)」¹⁵⁰⁴⁾

the Liberty of Printing, Reprinting, and Publishing, or causing to be Printed, Reprinted, and Published Books, and other Writings, without the Consent of the Authors or Proprietors of such Books and Writings, to their very great Detriment, and too often to the Ruin of them and their Families)」。

1503) 1710 年アン法「1710 年 4 月 1 日より、既に印刷された書籍の著作者であつて、他者に当該書籍の複本を譲渡していない場合には、その著作者、書肆、印刷屋、その他、その書籍を印刷、再刷するために、その書籍の複本を購入し取得した者は、その書籍を印刷する独占的権利と自由を 1710 年 4 月 10 日から、21 年間保有しそれ以上ではない (That from and after the Tenth Day of April, One thousand seven hundred and ten, the Author of any Book or Books already Printed, who hath not Transferred to any other the Copy or Copies of such Book or Books, Share or Shares thereof, or the Bookseller or Booksellers, Printer or Printers, or other Person or Persons, who hath or have Purchased or Acquired the Copy or Copies of any Book or Books, in order to Print or Reprint the same, shall have the sole Right and Liberty of Printing such Book and Books for the Term of One and twenty Years, to Commence from the said Tenth Day of April, and no longer)」。

1504) 1710 年アン法「他の書肆、印刷屋、その他のいずれかの者が、1710 年 4 月 10 日以降、前述のように本法によって付与され制限された期間内に、とりあえず著作権者がその 2 名以上の信用できる証人の面前で署名した同意を取得せずして書籍を印刷、再制、輸入しないしは印刷、再刷、輸入させた場合、あるいは、著作権者の同意がなく、その書籍がそのように印刷ないしは再刷させたことを認識して、前述のように、とりあえず、その同意を得ることなく、その書籍を販売、発行、販売のための陳列し、販売させ、発行させ、販売のために陳列させた場合には、そのような違反者は、その書籍の複本の著作権者に対してその書籍およびその書籍の一部であるすべての各シートを没収されなければならない。その著作権者は直ちにそれらの紙を波状に裁断し廃紙にしなければならない (And that if any other Bookseller, Printer, or other Person whatsoever, from and after the Tenth Day of April, One thousand seven hundred and ten, within the times Granted and Limited by this Act, as aforesaid, shall Print, Reprint, or Import, or cause to be Printed, Reprinted, or Imported any such Book or Books, without the Consent of the Proprietor or Proprietors thereof first had and obtained in Writing, Signed in the Presence of Two or more Credible Witnesses; or knowing the same to be so Printed or Reprinted, without the Consent of the Proprietors,

という文言があることを指摘して、この点を解釈するように申し立てた。「書籍」という文言につき、王座裁判所は、その点では事前に予想されたように、ガローに仮命令を付与した。しかし、エレンボロー卿がいうには、最初は反対に傾いたが、さらに検討を重ねた結果、シートは法の意味の範囲内の書籍であると考えられるようになったという。なぜなら、数年前に同じ点が問題となった訴訟¹⁵⁰⁵⁾で、当裁判所はその事件でも法律の範囲内である

shall Sell, Publish, or Expose to Sale, or cause to be Sold, Published, or Exposed to Sale, any such Book or Books, without such Consent first had and obtained, as aforesaid, Then such Offender or Offenders shall Forfeit such Book or Books, and all and every Sheet or Sheets, being part of such Book or Books, to the Proprietor or Proprietors of the Copy thereof, who shall forthwith Damask and make Waste-Paper of them)」。)

1505) その原注では以下のように説明されている。つまり、「その事件とは、Hime (or Hine) v Dale 事件である。これは、1803年12月に審理されたが、1804年ヒラリー期、アースキンが、偽版された懸案の発行物は1枚の紙に印刷された歌詞に過ぎないと法廷で異議を述べ、訴訟を却下するように申し立てたために、当裁判所に最初に係属した事件である。アースキンは、1777年王座裁判所 Back v Longman, Cowper 623 (原告は Bach [Johann Christian Bach, 1735–1782] の誤記である。) 事件判決を引用した。この事件では、ソナタも王座裁判所 (マンスフィールド卿) によってアン法が適用される「著作 (writing)」であると判断された。アースキンは、1788年ミカエル期、ロンドン市庁舎で開かれ、ケニオン卿 (1st Baron Kenyon, 1732–1802) が担当した王座裁判所 Storace v Longman [判例集未掲載] 事件判決も引用する。この事件は、音楽の著作権侵害の訴訟であったが、判決書で、その楽曲は『一定の音楽的な陽気な調律と著作 (a certain musical air tune and writing)』であると述べられているが、実際には1枚の紙に過ぎなかった。しかし、その点で異議は全くなかった。そして、原告は勝訴の評決を取り戻した。ケニオン卿は、多大な労力を費やし実用性を備えた太陰表や年鑑のように、複数の作品が単一のシートの上に発行されていると判断した。ケニオン卿は、裁判所で作成したものの1つである「執行官記録 (Sheriffs' book)」について述べている、1フィートの長さの羊皮紙の単一片であった「ジョーンズ群登記索引 (Jones' Index to the Records)」も引用している。それは、王座裁判所判例集の古い人気のある使用の例として、ホーンブック (hornbook) という馴染みのある名前が再び思い出されたが、もともとは、ジョンソン (Johnson) のサクソン本 (Saxon boc), つまり、書籍 (beach) に由来している。書籍 (liber) という単語も、同様の目的で使用される木の樹皮から生まれた。また、2枚上のシートからできている別の書籍から1枚のシートだけを偽版した者がいた場合、その偽版した者に対して、1枚のシートだけが発行された時に、同一の作品に同

特許のフェア・ユースと著作物のフェア・ユース (37) (松川)

と判断したことを思い出したからである」という。

ウォレス判事は、「この 1809 年王座裁判所 *Clementi v. Golding* (Goulding), 2 Camp. 25 事件判決は、アメリカでも承認され、アメリカ著作権法の下で生じた 2 つの事件でも継受されている」という。それが、(2) 1829 年ニューヨーク南部地区巡回控訴審裁判所 *Clayton v. Stone*, 2 Paine, 382 事件判決と、(3) 1862 年オハイオ南部地区巡回控訴審裁判所 *Drury v. Ewing*, 1 Bond, 540 事件判決である。

(2) 1829 年ニューヨーク南部地区巡回控訴審裁判所 *Clayton v. Stone*, 2 Paine, 382 事件判決は、原告らは、市場での諸々の価格を毎日調査し、それを新聞に掲載していたが、被告らは、「ニューヨーク・コマーシャル・アドバイザー (*New York Commercial Advertiser*)」という新聞の編集者であり社主であり、原告新聞の各号に発行された価格表を数時間以内に価格表だけを流用して、自分達の新聞に複写して掲載していたという事件である。この事件を担当したスミス・トムプソン裁判官 (*Smith Thompson*, 1768–1843) は、以下のように述べている。つまり、「著作権法が保護しようとしている文学的財産権は、その外見上のサイズ、形ないしは状態によって判断されるべきではなく、著作物としての内容から判断されなければならない。これは、『書籍』という用語の起源と意味を確認するために辞書の編纂者に照会して判断されるべき問題でもない。『書籍』という用語が制定法で用いられた意図にそって意味を確認するためには、立法府の一般的な目的と範囲を調査することで十分である。著作権の制定法の保護という題号で、文学的作品は一般的に書籍である必要はないことはすでにイギリスでも解決されている。つまり、書籍とは、その用語の通常の受け取り方から、執筆され印刷され、何枚かのシートで作り上げられ、それが一緒に綴じられ

一の保護を拒否しながら、その訴訟を許可するならば、それは矛盾になると反対しなければならない。最後に、当裁判所が何の聴聞も審理もせずに、新しい法廷のために判決を最終的なものとした時には、本件裁判は、次の復活祭期までずっと続いた。エレンボロー卿は、案件を訴えの却下として判断してしまうことは適切ではなく、それを記録に留めておくことが良からうと述べた」という。

ている書物 (volume) である」¹⁵⁰⁶⁾ という。つまり、本件のように1枚のシートの新聞も、綴じられていなくとも書籍に該当すると判断しているようである。しかし、この事件では、トムプソン裁判は、ウォレス判事が予想した結論とは逆の結論が下している¹⁵⁰⁷⁾。つまり、トムプソン裁判官は、この1790年法の「書籍 (book)」には何が含まれるかについては、1878年のアメリカ連邦憲法のいわゆる著作権条項に立ち返って解釈しなければならないという。したがって、トムプソン裁判官は問題となった発行物が、著作者に、一定期間その著作に対し独占の権利を保障することによって、学術の進歩を奨励することになるか否かで決定すべきであるという。1829年ニューヨーク南部地区巡回控訴審裁判所 *Clayton v. Stone*, 2 Paine, 382 事件で原告の新聞は、学問を奨励する目的ではなく、商業的な営利目的のための発行物に過ぎないとして、この毎日の価格表を掲載した原告の新聞は、1790年法、1802年法の「書籍」には該当しないと判断した。本件「結婚しました、家を守りながら」というタイトルの挿絵が掲載されたハーパース・ウィークリーの掲載号は、学問を奨励したものか否かによって結論が異なることになるが、トムプソン裁判官の見解によれば、学問の奨励ではないために書籍ではない。それ故、本件の新聞も著作物には該当しないということになるだろう。

(3) 1862年オハイオ南部地区巡回控訴審裁判所 *Drury v. Ewing*, 1 Bond, 540 事件では、原告らによれば、テネシー州ラビニアのドルーリー (*Drury*)

1506) 松川実「特許のフェア・ユースと著作物のフェア・ユース (18)」青山法学論集 56巻4号 (2015年) 167~199頁 (184頁) 参照。

1507) 1809年大法官裁判所 *Longman v. Winchester*, 16 Vesey. Jun. 269 の注でも引用されている。松川実《翻訳》「英米知的財産権法関連判決集〔地図等〕—1785年王座裁判所 *Sayre v. Moore*, 1 East 361; 1789年王座裁判所 *Dr. Trusler v. Murray*, 1 East, 363 n.; 1801年王座裁判所 *Cary v. Longman and Rees*, 1 East 358; 1806年大法官裁判所 *Matthewson v. Stockdale*, 12 Ves. 270; 1809年大法官裁判所 *Longman v. Winchester*, 16 Vesey. Jun. 269; 1814年大法官裁判所 *Wyatt v. Barnard*, 3 Vesey & Beames 77—」青山ローフォーラム 6巻2号 (2018年) 229~250頁 (245頁原注 (8)) 参照。

が創作した「女性のためのドレスやバスケットをカットしたり、男の子のためのコート、ジャケットなどをカットするための婦人用の型紙」という題号の発行物は、1831年法の最初の条の意味にいう「書籍」であるという。ドルーリーは、その著作者であり著作権者であり、その型紙の写しは、1959年4月25日に、オハイオ州南部地区連邦地方裁判所の書記官室に正式に納品され、この型紙1831年法によって、28年間、その著作者に、その著作物を出版、使用、および販売する独占的権利が保証されたという。被告サラC.ユーイング (Sarah C. Ewing) は、夫やほかの者たちと協力して、原告らから著作権の譲渡を受けることなく、また使用許諾も取得することなく、多数の型紙を発行および販売し、原告らの権利を侵害し、多額の損害を与えたという。そのため、原告らは被告らに対して、将来の型紙の発行の禁止と救済を求めた。この事件では、1枚のシートに印刷された服の型紙が「チャート (chart)」¹⁵⁰⁸⁾ に該当するか、さらに「チャート」は書籍 (book) に含まれるかどうかという点が問題となった。この事件を担当した判事の名前は記載されていない。この氏名不詳の判事は衣服の型紙がチャートであることには、異論を唱えていないが、チャートが書籍かどうかという点になると、「書籍 (book)」の本質を、一緒に綴じられているもの (volume) であるというトムブソン裁判官の見解を批判している。つまり、1710年のアン法および1790年法の書籍 (book) の起源は、ウェブスター (Noah Webster, 1758–1843) の辞書によれば、サクソン語の「boe」であり、もともとは「ブナの木 (beech-tree)」を意味し、boeはそのブナの木の皮に文字を書いたものに由来するという。さらにエジプトのパピルスでも、羊の皮紙でも何かが書かれていれば、それは書籍であって、「綴じられていなく、ゆるい葉っぱ形でもよい」と説明する。そして、この氏名不詳の判事は、「私は、英国の裁判所によって判断が下されたりベラルな解釈をアメリカの著作権法の解釈に採用し、ドルーリー夫人の型紙というチャートはアメリ

1508) 本稿では、一貫して「チャート (chart)」を海図と訳してきたが、この事件では衣服の型紙もチャートのようである。

カの著作権法が定める書籍という保護の範囲内であると判断する」と結論づけている。

(4) 1841年マサチューセッツ地区巡回控訴審裁判所 *Folsom v. Marsh*, 2 Story, 100 事件は、ジョージ・ワシントン大統領の書簡を収集し、伝記を付した編集物を執筆編集した原告が、そこに収録したワシントンの書簡の中から、多数の抜粋を盛り込んだ伝記を執筆編集した被告を著作権侵害で訴えた事件である。この事件を担当したストーリー (Joseph Story, 1779–1845) 裁判官は、イギリスの公正な要約に関する判例を参照しながら、アメリカで、いわゆる「フェア・ユース」の起源となる判断を下した裁判官である。

1841年 *Folsom v. Marsh* 事件判決は、ウォレス判事がいうように、1809年王座裁判所 *Clementi v. Golding* (Goulding), 2 Camp. 25 事件判決をアメリカで継受した判決ではない。それにもかかわらず、ウォレス判事が、ここで、何故に1841年 *Folsom v. Marsh* 事件判決を引用したのか、その意図は不明である。ウォレス判事が引用した4つの判決のうち、最初の3つは、すべてコモン・ロー裁判所による訴訟であるが、最後の1841年 *Folsom v. Marsh* 事件はエクイティ裁判所による訴訟である。

アメリカにおいては、理論上、著作権侵害訴訟には6種類があった。(i) 連邦の制定法上の著作権の侵害、(ii) 州の制定法上の著作権の侵害、(iii) 連邦レベルのコモン・ロー上の著作権の侵害、(iv) 州レベルのコモン・ロー上の著作権の侵害、(v) 連邦のエクイティ上の著作権の侵害、(vi) 州のエクイティ上の著作権の侵害である。(1) 1809年王座裁判所 *Clementi v. Golding* (Goulding) 事件は、イギリスの1710年アン法という制定法である著作権法に基づく著作権侵害訴訟であった。(2) 1829年ニューヨーク南部地区巡回控訴審裁判所 *Clayton v. Stone* 事件は、1790年法および1802年法というアメリカの制定法である著作権法に定められた著作権の侵害を根拠にする訴訟であり、(3) 1862年オハイオ南部地区巡回控訴審裁判所 *Drury v. Ewing* 事件も、1832年のアメリカの制定法である著作権法上の著

作権が侵害されたという訴訟であった。それに対し、(4) 1841 年 *Folsom v. Marsh* 事件は、連邦議会によって制定された、いかなる著作権法も適用していないし、侵害されたと主張されている著作物が「書籍」であるか否かという点も全く問題とされていなかった。もしかすると、ウォレス判事は、新聞が一般の著作物ではなく、編集物あるいは編集著作物であると考えて、(4) 1841 年 *Folsom v. Marsh* 事件を引用した可能性もある。しかし、本件原告らは、新聞が編集著作物であるというような主張をした節もない。しかしながら、そもそも、1790 年法、1802 年法、1831 年法、1856 年法、1870 年法にも「編集物」という用語さえない。

本件判決が下された 1886 年という年代は、イギリスでコモン・ロー裁判所とエクイティ裁判所が統合¹⁵⁰⁹⁾した 1873 年から 13 年後である。しかし、アメリカでは、コモン・ロー裁判所とエクイティ裁判所が制度上統合されたのは、1938 年である。19 世紀後半のコモン・ロー裁判所が、エクイティ裁判所との統合を 50 年以上も前に先取りしているとは考えにくい。

さらに、イギリスの大法官裁判所でエクイティ上、著作権の侵害が争われた多くの訴訟では、原告側が、1710 年アン法が要求する著作権の登録と著作物の納品を履践していないことが多かった¹⁵¹⁰⁾。そのため、本件で原告らは、ハーパース・ウィークリー (*Harper's Weekly*) という新聞を登録し、納品していたかどうかが問題となる。定期刊行物である新聞は、どのように登録し、納品するのか。これには、前述の (2) 1829 年ニューヨーク南部地区巡回控訴審裁判所 *Clayton v. Stone*, 2 Paine, 382 事件判決でトムプソン裁判官の指摘が参考となる。トムプソン裁判官は、著作権法によれば、「著作者は自分の書籍の題号の印刷された複写物を地方裁判所の書記官の事務所に納品することを要求され、書記官はそれを登録簿に記録しなければならない。その記録のコピーはその日から 2 ヶ月以内に新聞に、1 週間か

1509) 棒剛「19 世紀イギリスにおける司法制度の改革：1873 年裁判所法の成立過程を中心として」一橋研究 12 巻 1 号 (1987 年) 99～111 頁参照。

1510) たとえば、1826 年大法官裁判所 *Mawman v Tegg*, 2 Russ. 385.

ら4週間のあいだ公開されなければならない。さらに、書籍の複本は発行から6か月以内に、国務長官に納品され、国務長官室に保存されなければならない。仮に著作物が新聞であるという場合にも、この要件はすべて新聞ごとに実行される必要がある」という。本件で原告らが、少なくとも、本件挿絵が掲載されたハーパース・ウィークリーという新聞を連邦地方裁判所および国務長官に納品していたかどうかが問題となる¹⁵¹¹⁾。本件ウォレス判事は、登録にも納品にも何ら言及することなく、「原告らは、その新聞に著作権を認めさせて、新聞を著作物全体として保護させることを選択した」と述べているに過ぎない。それが、新聞全体を1つの著作物として有効に保護させるには、1870年法によれば、登録や納品が必要であるが、その提出先は、もはや連邦地方裁判所の書記官室でも、国務長官室でもない。

1865年写真・ネガ・プリント・彫刻著作権法¹⁵¹²⁾ 2条は、「前述の著作権法によってその著作権が保証されているすべての書籍、小冊子、地図、図表、楽曲、版画、彫刻、写真の印刷複写物は、その著作者ないしは著作権者が郵送料ないしはその他の費用を負担した上で、発行日から1か月以内に、ワシントンの連邦議会図書館の使用のために、同図書館に送付しなければならない。連邦議会図書館長(Librarian of Congress)は、それを受領したならば、書面で受領書を発行しなければならない」と定めていた。この1865年法でも、挿絵、新聞、そして編集物も著作権の保護対象ではなかった。1790年法以降、納品は、連邦地方裁判所の書記官室であった

1511) トムプソン裁判官は、「著作権を保護するために著作権法で必要とされる形式的要件は、新聞のような短命な性格の作品には適用されないと解するのが合理的である。……日毎または週毎に発行される一連の新聞では、一定の期間、その権利を保護するために、新聞の発行者が、すべての新聞を、この形式を具備するために連邦裁判所の書記官や国務長官に納品することは、ありえないため、連邦議会は、「書籍(book)」に「新聞(newspaper)」を含める意図はなかったと見るのが合理的である」という。

1512) An Act supplemental to an act entitled “An Act to amend the several acts respecting copyright,” approved February third, eighteen hundred and thirty-one, and to the acts in addition thereto and amendment thereof [1865年3月3日]。

が、1865 年法によって連邦地方裁判所の書記官室から連邦議会図書館長事務室へと変更されている。もともと、連邦議会図書館は 1800 年に創設されたが、それから 75 年を経て著作権に関する業務が、この連邦議会図書館内に設置された著作権局 (Copyright Office) に集中されるようになり、その責任者は著作権局長 (Register of Copyrights) である。

挿絵が著作権の保護対象の列挙の中に最初に入るのは、1870 年法である。つまり、同 86 条によれば、「書籍、地図、海図、演劇、歌劇、彫刻、挿絵、プリント、写真、そのネガティブ、絵画、描画、多色石版画、彫像、塑像、作成者が美術著作物として保護されることを意図している模型やデザインの著作者、発明者、デザイナー、権利者、その遺言執行人、遺産管理人、権利譲受人は、合衆国の市民あるいは合衆国に居住する市民である場合には、それらの印刷、再刷、発行、完成、実施、演奏、終了、販売する独占的な自由を有する。演劇あるいは演劇を公に実演し表現する場合、あるいは他人に実演させ、表現させる場合には、著作者は、自ら自身の著作物をドラマ化し、翻訳する権利を留保することができる」と定められている。ただし、この 1870 年法 86 条にも、新聞は著作権保護の対象には入っていない。仮に、新聞を同 86 条の「書籍」に含めて解釈するにしても、あるいは、本件原告らが、新聞ではなく、挿絵を侵害された著作物であると主張した場合にも、1870 年法 90 条によって、一定の形式要件を具備する必要がある。つまり、同 90 条によれば、「発行前に、書籍あるいはその他の作品 (article) の題号の印刷された複写を郵便で納品しなければ、あるいは、その発行から 10 日以内に、その者が著作権を請求する絵画、図面、多色石版画、彫像、塑像あるいは美術工芸品の模型ないしはデザインの解説が連邦議会図書館長宛てに送付されなければ、さらに、書籍ないしはその他の作品の場合には、そのような著作権のある複写物を 2 冊納品し、絵画、図面、多色石版画、彫像、塑像あるいは美術工芸品の模型ないしはデザインの場合には、以下に定めるように、前述の連邦議会図書館長宛てに送付しなければ、何人も著作権を取得することはない」と、これらの形

式要件を著作権取得の絶対条件として定められている。本件で侵害された著作物が新聞であれば、新聞という書籍の題号（ハーバース・ウィークリー）、あるいは挿絵であれば、挿絵という「その他の作品」の題号（「結婚しました、家を守りながら」）が印刷された複写物を発行前に連邦議会図書館長に郵送され、その上、新聞という書籍ないしは挿絵というその他の作品の複製物2部が発行から10日以内に連邦議会図書館長に納品されなければならない。

さらに、1870年法97条は、「何人も、発行された各版のそれぞれの複本に、書籍の場合には題号の頁ないしはその直後の頁に、『〇〇〇〇年、A.B.によって、連邦議会の法律に従って、ワシントンの連邦議会図書館長事務所にて登録された』という文章を挿入することによって、あるいは地図、海図、楽曲、プリント、挿絵、彫刻、写真、絵画、デッサン、染色、彫像、模型ないしは美術の著作物として完成および完了させる意図でのデザインの場合には、その表面ないしは前面の一部あるいはそれが貼り付けられた物の表面に同一の文章を刻み込むことによって、その表示を付さない限り、自らの著作権が侵害されたという訴訟を維持することはできない」と定めた。従来、著作権の登録も著作権取得の絶対要件であったが、1870年法では、それが訴訟提起の要件に緩和されている。

ウォレス判事は、しかし、「原告らは、この挿絵を独立した著作権の対象として著作権で保護させる可能性もあった。原告らは、そうすることを選択しなかった」という。ウォレス判事はその理由を述べていないが、挿絵であれば、「〇〇〇〇年、フレッチャー・ハーパーによって、連邦議会の法律に従って、ワシントンの連邦議会図書館長事務所にて登録された」という文章が、この挿絵の前面に刻み込まれていることが必要であり、さらに、発行前に「結婚しました、家を守りながら」という題号の印刷された複写が連邦議会図書館長に郵送され、さらに発行後10日以内に、その挿絵の複写物が2部、連邦議会図書館長に納品されていなければならない。しかし、本件判決書を読む限り、そのような事実は認められない。

ウォレス判事は、さらに、「そのように、原告らは、また、それぞれの詩や歌、あるいは原告らの新聞の社説の構成物をそれぞれ著作権で保護させることもできた。仮に、原告らがそうしたならば、著作権のあるそれらの作品のどれか1つの複製も偽版となるだろう。被告らにはどんなに責任がなかったとしても、意図的な悪意があったといわれるかも知れない。原告らは、その新聞に著作権を認めさせて、新聞を著作物全体として保護させることを選択した。その挿絵も、詩や社説と同様に、保護された財産権の合法的な部分である。絵による挿絵は、著作者らが、自分のアイディアを表現するために用いた言葉の一形態である。それが、一冊の書籍の中に具現された場合には、印刷された本文と同様に、その書籍の一構成要素である。しかし、原告らは、それによって、挿絵を挿絵として著作権で保護することはなかった。著作権法は、海図、プリント、挿絵、彫刻などに著作権を認める規定を作っただけではなく、1冊の書籍の侵害と挿絵やエッチングなどの侵害も区別している。書籍は、その書籍の複本を印刷、発行、輸入、販売、または販売用に陳列したならば、その書籍の著作権は侵害されたことになる。改正著作権法 4964 条¹⁵¹³⁾ 参照。海図、プリント、挿絵、エッチングなどは、その海図や挿絵などの複写が彫刻、エッチング、加工、複写、印刷、発行、輸入、販売、販売のために陳列されると、それらの著作権が侵害されたことになる。改正著作権法 4965 条¹⁵¹⁴⁾ 参照。本件での問

1513) 1873 年改正著作権法 4964 条「本法が定めるように、書籍の題号を登録し、その書籍の2冊の複本を納入した後に、本法の定めに反して、限られた期間、著作権の権利者からとりあえず文書で取得した同意なくして、2名以上の証人の立ち会いのもとで署名なく、当該書籍の複本を、印刷、発行、劇化、翻訳、輸入し、あるいは、それが印刷され、発行され、劇化され、翻訳され、輸入されることを認識し、販売し、あるいは販売のために陳列させた者は誰でも、その複本すべてを当該権利者に対して没収され、それによる損害も、裁判管轄権のあるいずれかの裁判所で当該権利者による民事訴訟で回復されるように、没収され、支払われなければならない」。

1514) 1873 年改正著作権法 4965 条「地図、海図、劇作、歌劇、プリント、挿絵、彫刻、写真、多色石版刷、あるいは、絵画、素描、彫像、塑像の解説、あるいは本法によって定められたように芸術作品として作成、完成されることを意図した

題は、被告が挿絵についての原告の著作権を侵害したかどうかではなく、被告が、原告らの書籍の一部の複写がそれによって製造されるプレートを作り、さらに、そのプレートを他人に販売することによって、原告らの書籍の著作権を侵害したかどうかである」という。つまり、ここで、ウォレス判事は、挿絵は新聞という書籍の一部であるから、挿絵だけを無断で偽版を作成しても、それは新聞という書籍の侵害であると理解しているようである。なぜなら、「プレート」が著作権法の「書籍」の本質であると考えているからのようである。

しかし、原告らは、本件挿絵が掲載された新聞を「書籍」とするのであれば、「〇〇〇〇年、フレッチャー・ハーパーによって、連邦議会の法律に従って、ワシントンの連邦議会図書館長事務所にて登録された」という文章が、この新聞の前面に刻み込まれ、さらに、発行前に「ハーバース・ウィークリー」という題号が印刷された複写が連邦議会図書館長に郵送され、さらに発行後10日以内に、そのハーバース・ウィークリー掲載号の複写物が2部、連邦議会図書館長に納品されていなければならないことになる。

しかし、本件判決書を読む限り、そのような事実も認めることはできない。コモン・ロー訴訟であるから、この形式要件は厳格に解釈適用されな

モデルまたはデザインの題号が記録されたあとに、本法の規定に反して、その限られた期間内に、最初に2人以上の証人の立ち会いのもとで署名された書面による著作権者の同意を取得することなく、全体として、あるいは部分的に彫刻、エッチング、細工、複写、印刷、公表、演劇、翻訳または輸入し、あるいは、本法の規定を回避するために主要なデザインを変更し、あるいは、そのように印刷され、発行され、演劇化され、翻訳され、あるいは輸入されることを知りながら、前述のような地図またはその他の作品の複製物を販売または販売のために陳列した者は、それらが複製されるすべての原版と、複製であれ印刷であれ、そのすべてのシートを著作権者によって没収され、さらに、絵画、彫像、塑像の場合には、印刷中、印刷済み、複写され、発行され、輸入され、販売のために陳列されたが、その者のまだ占有にあるシート1枚毎に1ドルが没収され、その者によって販売され、販売のために陳列され、まだその者の占有にあるシートの複製物1枚毎に10ドルが没収され、その半分はその著作権者に、残りの半分は合衆国のために使用される」。

ければならない。仮に、このような形式要件を具備していなければ、コモン・ロー裁判所は、その訴えを却下しなければならない。しかし、そのような場合にも、その結論が不当であるならば、エクイティ訴訟によってそれが是正される可能性はあった。ウォレス判事が 1841 年 *Folsom v. Marsh* を引用したのは、本件では形式要件を具備していないが、編集物として保護される可能性が存在したことは、1841 年 *Folsom v. Marsh* 事件の原告の編集物と同一であったと示唆するためであったのかも知れない。

② 本件原告作品の著作者ないしは著作権者は誰か

本件挿絵は、訴外ラインハートが創作したが、前述のような著作権を取得する形式要件を具備していないので、訴外ラインハートは著作者ではない。それでは、原告らが本件挿絵の著作権者であるかが問題となるが、挿絵として著作権を取得するには、前述のように、著作権を取得する形式要件を具備していなければならないが、ウォレス判事が示唆するように、そのような選択はしていない。さらに、新聞を挿絵、詩、歌、社説などを素材とする編集物として理解することも考えられるが、編集物は、1870 年法でも著作物として認められていない。ウォレス判事は、前述のように本件新聞が、挿絵、詩、歌、社説などの素材から成り立った編集物であり得ることは指摘しているが、エクイティ上、素材の選択、組合わせ、アレンジに創作性があれば、それは編集物として保護される可能性があることには、全く触れていない。なぜなら、編集物が著作物として認められるには、本件のようなコモン・ロー訴訟ではなく、エクイティ訴訟でなければならないからである。

③ 本件被告作品は、原告作品の著作権を侵害しているか

そもそも、原告らの新聞にも、挿絵にも、1870 年法上、著作権が認められないことから、被告が原告らの著作権を侵害することはない。

④ 被告には、著作権侵害を免責される事由があるか

1790年法から1870年法までのアメリカの著作権法には、権利侵害を免除するような規定は存在しないはずである。

しかし、ウォレス判事は、「書籍の複製行為は、その書籍という著作物の一部を再製することによって、常に侵害されるわけではない。その一部が、他者によって要約され、書籍ないしは新聞に発行された場合に、それが偽版であるかどうかという問題は、そのものが使った部分の範囲や性質によって決定される。したがって、公正な解説 (fair exposition) または合理的な批評 (reasonable criticism) の目的で、批評者または解説者が、著作権のある著作物の部分を使用することは偽版ではない」という。公正な解説や合理的な批評という用語は、英米の著作権訴訟では全く見られない用語である。しかし、これらが、フェア・ユース (fair use) や 公正な要約 (fair abridgment) というエクイティ上の概念とほぼ同一の概念であることは容易に理解できる。

ウォレス判事は、さらに「問題は常に、原本と複製物との間に実質的な同一性があるかどうか、または時々言及されているように、原作者の労働の実質的な搾取であったかどうかである。コモン・ローも、原本に取って代わろうとする使用を容認しない」と労働奪取論について言及する。これは、1826年大法官裁判所 *Mawman v Tegg*, 2 Russ. 385 事件判決や、1839年大法官裁判所 *Lewis v Fullarton* (1839), *The Jurist*, [English] vol. ii. P. 127; S.C. 2 Beavan's R. 6 事件判決で明言された労働・技能奪取論と極めて類似している¹⁵¹⁵⁾。ただし、これらの大法官裁判所の判決は、エクイティ訴訟であって、コモン・ロー訴訟ではない。本件のウォレス判事のように、労働奪取論をコモン・ロー訴訟で明言する判決は、それ以前にはなかった。

1515) 松川実「『翻訳』英米知的財産権法関連判決集 [公正な要約]: *Mawman v Tegg* (1826), 2 Russ. 385; *Lewis v Fullarton* (1839), *The Jurist*, [English] vol. ii. p. 127」青山法学論集 55巻2号 (2013年) 143~173頁参照。

⑤ 本件の結論

ウォレス判事も本件被告の勝訴判決を下している。ただし、その根拠は明確ではない。

本件判決の特徴は、本訴がコモン・ロー訴訟でありながら、判決書の随所にエクイティ訴訟の要素が散見できることである。このように、コモン・ロー訴訟でありながら、エクイティ訴訟の要素が混在した判決書はアメリカでは本件が最初である¹⁵¹⁶⁾。仮に、本件訴訟がコモン・ロー訴訟ではなく、エクイティ訴訟としてエクイティ裁判所に提訴されていた場合には、原告勝訴の可能性は十分にあったものと思われる。

1516) 1780 年法 106 条は、「合衆国の著作権法に基づいて発生するすべての訴訟、エクイティ訴訟、争訟および事件には、エクイティ訴訟であれ、コモン・ロー訴訟であれ、性質上、民事であるか、刑事であるかに関わらず、合衆国の巡回裁判所、巡回裁判所の管轄権を有する地方裁判所、コロンビア特別区最高裁判所あるいは属領に、第 1 審の裁判管轄権がある。その裁判所は、侵害された当事者が、提出したエクイティ訴状に基づき、エクイティ裁判所の手続と原理にしたがい、当該裁判所が合理的であると思料する条件によって、前述の法によって保証された権利の侵害を防止するために差止命令が付与する権限を有する」と定められた。前文は、1869 年裁判所法 (Judiciary Act of 1869) 改正に伴って巡回裁判所に第 1 審裁判権を認めたものであるが、後文では、差止命令に関して巡回裁判所においてコモン・ロー訴訟とエクイティ訴訟の融合が認められる。